

令和8年 第1回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和8年1月13日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 令和8年1月13日 午後 1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室
- 3 出席委員 17名
- | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 1番委員 | 櫛 淵 武 重 | 2番委員 | 近 藤 民 治 | 3番委員 | 内 海 伸 一 |
| 4番委員 | 原 澤 辰 明 | 5番委員 | 原 澤 忠 告 | 6番委員 | 鈴 木 初 夫 |
| 7番委員 | 鈴 木 保 雄 | 8番委員 | 中 島 博 恵 | 10番委員 | 小 室 功 |
| 11番委員 | 村 山 正 美 | 12番委員 | 本 多 道 長 | 13番委員 | 小 池 康 雄 |
| 14番委員 | 原 澤 幸 好 | 15番委員 | 田 村 かつ子 | 16番委員 | 田 村 隆 司 |
| 17番委員 | 櫛 淵 春 子 | 18番委員 | 江 口 眞 利 | 19番委員 | 森 下 かおり |

- 4 欠席委員 0名

- 5 議事録署名委員

3番委員 内 海 伸 一 4番委員 原 澤 辰 明

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 田 村 覚 生 書記 中 山 文 弥 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権の移転）
議案第6号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について
(2) 農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。
顛 末

議 長 | 本日の議事録署名委員をご指名いたしたいと思います。3番の内海伸一委員、

4番の原澤辰明委員にお願いしたいと思っております。
 続いて、議事に入ります。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を願います。

事務局 1ページをお開きください。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。
 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
 別紙記入事件、5件。
 次のページをお開きください。
 ◇（議案書・順次朗読説明）
 説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
 これより番号1番から審議してまいりたいと思います。
 番号1番について、担当委員さんからの調査報告並びに所見をお伺いしたいと思っております。お願いいたします。

5番委員 5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。よろしくお願います。
 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
 12月30日、現地調査を行いました。
 申請地は、〇〇〇〇〇より北へ約500mぐらゐの場所になります。〇〇〇〇〇〇〇〇の近くなります。
 同日、譲受人の〇〇〇〇さんにお電話にて確認いたしました。譲渡人及び譲受人の理由については、先ほど事務局さんのほうでご説明いただいたとおりでございます。
 農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、経営、農業計画の確認ができ、実行は確実と思われまゝ。年間従事日数は300日で、お米等、あと果樹を栽培しております。
 周辺農地利用や地域計画実現への支障の有無は特にござゐません。よろしくお願いたします。
 以上です。

議長 ありがとうございます。
 このことにつきまして、皆様のほうからご質疑、ご意見ありましたら、ここで挙手をもってお願いたします。
 （発言する者なし）
 ないようですので、お諮りいたします。
 議案第1号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。
 （「はい」の声）
 それでは、許可と決定いたします。
 続きまして、議案第1号、番号2について、担当委員さんからの現地調査報告並びに所見をお伺いしたいと思っております。

17番委員 17番、〇〇〇〇〇〇地区担当の榎渕春子です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

1月9日、榑渕武重さんと現地調査を行いました。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より北東へおおよそ300mのところですか。

1月9日に借受人の〇〇〇〇さんがお留守だったため、1月11日に直接お会いして確認してまいりました。

貸付人が高齢で耕作することができず、後継者もいないため、借受人が水稻を耕作したいということでした。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われまふ。年間従事日数は200日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われまふ。

また、〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇〇〇の役員もされておられるので、憂慮される事項はないと思われまふ。

周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、水稻耕作を計画されており、周辺の耕作は水稻のため支障はありません。

そのほかに、懸案事項は特にありません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、それからこの案件につきまして、皆様のほうからのご質疑、ご意見ございましたら、挙手をもってお願いいたします。

(「なし」の声)

それでは、お諮りいたします。

議案第1号の番号2の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号3について、担当委員さんからの調査報告を求めまふ。

6番委員

6番、〇〇〇〇〇担当の鈴木です。

農地法3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

1月7日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より西へおおよそ400mのところですか。

10日の日に代理人さんに電話をして、確認をいたしました。譲受人は〇〇〇〇〇〇のため、農業等はあまりやったことないということで、農業機械等については、友人から借受けをするということでした。新規参入ということで、新規参入への計画の確認もいたしました。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われまふ。年間従事日数は160日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われまふ。

周辺の農地利用や地域計画実現への支障は特にありません。

なお、この譲受人は、現在、当申請地の前に空き家がございます。ここを購入する予定でいるそうです。契約はできているんですが、空き家補助金を町から頂くので、まだ現在、土地の取引等を行っていないということですか。新年度4月から補助金がつき次第、ここを購入するというお話でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
ただいまのご説明を受けまして、皆様のほうからご意見、ご質疑ございましたら、挙手をもってお願いいたします。
- 3番委員 私、購入予定だというのが、予定なんでちょっと大丈夫かなと思ったんですけども、今の説明で分かりましたので。
- 議 長 はい。
ほかにございませんでしょうか。
- 7番委員 7番、鈴木でございます。
ここのところは水がないんだけど、その辺の確保はどういうふうにつけるのか、ちょっと確認。
- 6番委員 水については、道路を挟んだ上に、見たとおり田んぼがあると思うんですけども、ここのところからつけられるようになっております。
ただし、現在はそこを畑のように使っていますので、水を引くには多少の手間がかかりますが、水利権はあるそうでございます。
以上です。
- 議 長 事務局、何かこれに関しての補助的なものはございますか。
その辺の水路の関係とかそういうのも、田んぼを作っていくとか、そういう事前に申請事案にも入っておられて、皆さんと一緒にやってやる水路を確保したりすることをやっていきますというような、出ていますか。
- 事務局 申請書の中に導水路、水路のことだと思いますが、管理等については地域の農業者さんと相談し、協力して行うという一文がございます。
また、新規参入営農計画書によりますと、地域の生産組合等というところで、近隣農家の〇〇〇にいろいろ教えていただきながら、進めていきたいということが書いてあります。
以上です。
- 議 長 鈴木委員、いかがでしょうか。
- 7番委員 鈴木でございます。
実際、ここのところ湯水時に水が部落全体に足りないところなんですよね。だからその辺で。この部分って水がここまで来るかというのは、その辺がちょっと心配なんで、その辺検討していて田んぼにするんなら、したほうがいいと思うんですけども。
- 議 長 いいですか。
ちょっとあれなんですけど、これはもともと、今、地目を見ると田んぼですよ。ということは、耕作はしていないけれども、以前、田んぼで使われていたということだから。

も、そこから北西方向を横に行くと、一番手前のところで大体150mか200m、それから遠いほうで大体800mぐらいだと思うんですけども。

6日の日に譲受人の〇〇さんに、こういう季節だったものだから、ちょっと現地へ立ち会いというのは難しいということだったので、電話にて確認をいたしました。譲渡人の〇〇さんでしたか、ちょっと〇〇のほうに住んでいるので、これは兄弟から相続されたもので、農業経験がなく、遠方のため管理ができないので、譲受人が新規就農で水稲と野菜を耕作していくということでした。

新規参入ということで、新規参入営農計画書も全部確認いたしました。所有機械、それから労働力のほうは、今年の春から一応やるということなので、何か2名様ほど追加の予定だそうです。農業技術のほうは、〇〇〇のほうだったかな、そちらに約1年半、訓練というんですか、それに行って農業のほうをやっています。現在も行っているそうです。

あと、営農計画も確認でき、実行は確実と思われれます。年間従事日数、今のところ夫婦で2名なんですけど、これが約280日で、水稲と野菜を栽培するには十分な日数と思われれます。

周辺の農地や地域計画の実現への支障は、水稲、野菜を計画されているので、確認しましたところ、周辺は全て農地のため支障はありません。

その他、懸案事項は特にございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、皆様のほうからのご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

4番委員

4番、原澤です。

〇〇さん、譲受人は〇〇〇が住所になっているんですけども、先ほどの3番の方はこちらに古民家を購入予定ということなんですけど、この方は〇〇から通って営農されるという予定なんですか。

11番委員

この方は、一応まだはっきりはしていないんですけども、前耕作者ですか、その人のところが今空き家になっているので、そこを一応借りる予定で、旧の〇〇ですか、それと〇〇の2拠点生活でやるということをしていました。

議 長

事務局からは補足ございますか。

事務局

譲受人、〇〇さんに伺ったんですけど、その準備として、年末に暖房器具がないところ、頑張って生活基盤を整えるということは伺っております。

議 長

原澤さん、いかがでしょう。

4番委員

じゃ、こちらのほうで基盤を整えるという、そういう意向があるということですね。

あと、先ほど3番の件でもあったんですけども、田んぼをやるとなると、水利権とか水路の整備ですとか、地元の協力とか必要なんですけども、この辺については、地元の人同意ですとか、そういうものは取れているのか

- そのほかに懸案事項は特にございません。よろしく申し上げます。
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
皆様のほうからのご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。
(発言する者あり)
- 2 番委員 そうですね。それで、もう何かちょこっとナスだっけな、何かそんな感じで
ちょこっと作ったみたいです。
- 議 長 皆様のほうからのご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。
(発言する者なし)
ないようですので、お諮りいたします。
議案第 1 号の 5 の案件は許可としてよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、許可と決定いたします。
続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事
務局より説明を求めます。
- 事務局 5 ページをお開きください。
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり申請
がありましたので、意見の決定を求めます。
別紙記入事件、1 件。
次のページをお開きください。
◇(議案書・番号 1 朗読説明)
以上、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局より申請事案の説明をいただきました。ありがとうございます。
このことにつきまして、担当委員さんからの調査報告並びに所見をお伺いし
たいと思います。
- 1 6 番委員 1 6 番、〇〇〇〇〇〇地区担当、田村です。
農地法第 4 条による申請事案の調査結果について報告いたします。
1 月 4 日、所有者の息子であります〇〇〇〇さんが立ち会い、現地調査を行
いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を挟みまして反対側にあります。こ
の土地は、現在、自家用の野菜畑として耕作しておりますが、家族の自家用車
等が増えたため、駐車場に変更するものです。
使用目的の確実性につきましては、許可が下り次第、着工したいそうなので、
実行は確実と思われまます。
申請面積については 2 5 5 m²で、妥当なものと思います。
周辺農地や近隣の民家については、支障はありません。
その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。
以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
このことについて、皆様のほうからのご質疑、ご意見ございましたらお願い

いたします。

(発言する者あり)

皆様のほうからいかがでしょうか。

(発言する者なし)

なければ、お諮りいたします。

議案第2号の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局

7ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局よりご説明いただきました。

番号1番より審議してまいりたいと思います。

議案第3号の番号1について、担当委員さんよりの調査報告並びに所見を賜りたいと思います。

5番委員

5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。よろしく願いします。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇〇〇〇〇より北西におよそ50mです。

12月30日に現地調査を行いまして、当日、申請者の〇〇さんに確認いたしました。〇〇さんという方がこちらの土地に家を建てる計画をされています。この場所については、12月の後ほど5条申請でも出た場所で、その一部になりますので、よろしく願いいたします。

あと、申請書、見積書、計画書、資金確認はできており、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実とされます。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当とされます。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても、想定される被害等はないとされます。

その他に想定される懸案事項はございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきまして、皆様のほうからのご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。

ちょっと事務局にお尋ねしたいんですが、第3種農地ということでございまして、ここは用途地域に何か区分、入っていることはないんですか。

事務局 はい。こちらは用途地域です。なので、第3種農地。用途地域の種類が第1種中高層住居専用地域になります。なので、住宅開発ということで、第3種農地という判断です。

議長 はい。
皆様のほうからいかがでしょうか。
(発言する者なし)
ないようですので、お諮りいたします。
議案第3号の1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第3号の番号2番について、担当委員さんからの調査報告並びに所見を賜りたいと思います。

8番委員 8番、〇〇〇〇〇〇地区担当の中島です。
9番委員の代わりに、農地法第5条による申請事案の調査結果の報告をいたします。
申請地は、〇〇地区より〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面に300mぐらい進んだところの左側になります。
12月30日、現地確認、また譲受人に会い、話を伺いました。現地は〇〇〇〇に行く道と、あとは農道を2面、あと隣接地が1つありまして、隣接地もスキとクズの林というか原野でした。譲受人は造園業のため、資材、植木等を置くのに使いたいとのことでした。
転用目的の確実性ですが、申請者は申請書、利用計画図が確認でき、実行は確実と思われま。なお、整地に伴う工事は自前の機械で行うとのことでした。
申請面積の妥当性ですが、利用計画図、周辺の状況から適当かと思われま。周辺に耕作地は存在せず、作物への被害はないと思われま。
その他、想定される懸案事項は見当たりませんでした。
以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
このことにつきまして、皆様のほうからご意見、ご質疑を賜りたいと思いま。いかがでしょうか。

3番委員 3番です。
この方は贈与になるわけですね。というふうに伺っていますけれども、この関係性というのは。

8番委員 それは、そこまではちょっと聞けません。ちょっとどうして贈与になったんですかというのは。

事務局 すみません、1点またすみません。本当に今月、誤りがあり申し訳ないです。

すみません。

売買ではなくて贈与です。失礼しました。議案書も2番の真ん中辺り、権利というところの所有権移転、「売買」と書いてありますけれども、正しくは「贈与」になります。大変失礼しました。

議 長 内海委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

8番委員 はい。

7番委員 7番、鈴木でございます。

これ見ると、資材置場となっていますよね。この方は造園業とあるんですけども、植木を植えるんだったら、植木畑でも造園ならいいわけなんですけれども、資材置場となると、この辺の感覚が理解つかめないんですけども。

8番委員 ここの人は、実はラフティングやっていらっしゃるんですよ。そこに機械は見たんです。多分そこを造園するためには、当然何か掘ったりしますよね。造園業、植木ですから。そのための資材を置くんじゃないかなと思っているんですけども。

7番委員 普通、資材となると、いろんな資材の種類が。その辺で、置いていいものと悪いものが出てくるような気もするんですけども、どうでしょうか。

議 長 事務局、補足ありますか。
ちょっと待って。中島委員から。

8番委員 利用計画図の中に、ちょっと読みましょうか。

随分細かく分かれているんですけども、竹・丸太置場が2つ、あと植木置場が4か所、あとホイールローダー1台、ユンボ2台、また違う筆に行って、竹・丸太置場、これが2つ、あと植木置場が全部で8か所ですね。ホイールローダー、軽ダンプ、あとユンボという感じで計画書は出ていますけれども。よろしいですか。

議 長 多分、鈴木委員がおっしゃられることは、建物が建ったり、それが農業用施設というか、その施設にあるか、それとも違った意味の宅地的なものに該当するのか、その辺が引っかかっているのではないかと思うんですが、事務局の補足説明ありましたらお願いいたします。

事務局 まず、中島委員の土地利用計画図の内容をお伝えしようというところで手を挙げたんですけども、繰り返しになっちゃうんですけども、丸太置場とか植木、植樹用の植木だったりとか、あとは機械をというところですよ。

いずれにしても、ここは転用の案件というところなので、今回、資材置場用地として申請があり、置いている内容としてもそういった造園業に関連する資材ということで、なので、申請書類上は不備もなくというところですよ。

6番委員 6番、鈴木です。

この譲受人は、本業は造園さんですか。ここに書いてあるんですけども、本当はラフティングの会社の社長。

8番委員 実は手広くやっているみたいで、この前、実は先々週ぐらいかな、〇〇地区でやっぱり転用が出たんですよ。そのときには、ラフティングの会社で社長ですと。あとは、造園業、あともう一つ、〇〇地区ですか、あの辺でこちらからいうと左側のほうに3つぐらい建物が、食堂をやっているんですけども、何か3つぐらいやっているみたいですよ。本業は何という、何なんでしょう。

議長 鈴木委員、いかがでしょうか。

6番委員 先にどうぞ。

事務局 今回は個人事業主、個人としての造園業で、さっきのラフティングとかという、アウトドア事業は法人格。個人と法人というところの違いで申請があると。今回は個人のほうの造園業ということで。なんで、個人のお名前申請があったというところでございます。

6番委員 過去にいろいろ問題を起こしたことがある方なんで、しっかり管理しておいてください。

8番委員 分かりました。
実はちょっとその辺のところも心配だったんで、〇〇のことに関しても、隣接の人に、今度こんなものができるけれどもいいですかという言い方もできないんですけども、こんなものができましたよという話で、話はしといたんです。今回も隣接者の人に、この上にこんなものができるんですけどもという話はしといたら、同じ部落の人だからしょうがねえだろという話がありました。

議長 今後、今のお話を伺いますと、非常に鈴木委員も懸念されているし、それから地元の人もしょうがねえだろというようなご意見あるようですので、これはどうしたらいいでしょうか。

もう一度、再確認をすると。その辺の地域とのコンセプトを取っていただくというような案件にしたらよろしいでしょうか。それとも、これを先ほどのように口頭で申し渡していったらいいのでしょうか。いかがでしょうか。

鈴木委員の懸案事項は、具体的に言わなくてもいいですけども、やっぱりどういうふうにしとったらいいでしょうか。

6番委員 個人としては何も言えません。

議長 いやいや、この席だから言ってもらわないと、もしこれをあれして地域に迷惑がかかるようなことがあれば、それはやっぱり全体の、委員会の責任になりますよ。

6番委員 地域の住民の方と十分話し合いをしてもらったり、町会とかそういうのについてもしっかりやってもらったほうがと思います。

8番委員 そのこのところに関して、はっきり言って、今こういう原野状態で、どれが境でどれがというのがはっきり分からないんですよ。ただ、これですか、これを掘って、隣接者の人にも話聞いてみたんですけども、まだはっきりは、この線だというのは。

議長 それは境界ということ。

8番委員 境界。

議長 ということになると、非常にあれだから、この案件、ちょっと保留に考えたいと思っておるんですが、皆様いかがでしょうか。

事務局 よろしいですか。

まず、近隣住民というところの調整というのは、みなかみ町開発要綱というのがあって、それに関しては、事前相談は申請上行っているというところですよ。

ただ、該当しないという規模であったので、一応そういった事前相談というのは行っているというところですよ。

境界に関しては、今後、所有権移転贈与に関して生じた段階で、境界確定とか行っていくというところであるので、現時点では確定はしていないというところですよ。現状分かっているんですけども、より詳細的にしっかりと確定させるという作業を今後行っていくというところですよ。なので、そういった部分、立ち会いというか、許可が必要になってくるので、近隣の。そこは問題ないかなというところがあります。

あと、今回、この申請書類上で書いてあるんですけども、そういう土砂とか雨水の関係の部分も、対策として側溝を設けるということもあるということなので、そういった部分の支障はないかなというふうな判断を取れるところですよ。

なので、現状、農地法の申請書類上というところでは、近隣の影響だったりとかというのは、対策を講じてくれるというふうに記載があるというふうに判断は取れるかなと思っています。

議長 事務局の説明は、ただいまのようでございますが、申請書類上ですが、どうですか。どういうふうにしたいらよろしいか。それから、鈴木委員もどういような処置をしたいらよろしいか。

6番委員 今、事務局の言われたのは、多分、みなかみ町開発指導要綱には該当しない旨の相談済みというところですか。

事務局 そうですね。なので、この件に関しては、申請者から上がってきたこの書類を事務局のほうで、所管の地域整備課のほうに共有をして相談をしつつ、さらに今回の代理人のほうからも直接相談するようには伝えてあって、実際、相談のほうは行っていると。

ただ、開発要綱には該当しないということなので、本来、開発要綱に該当するのであれば、例えば説明会であったりとか、他方令に該当するものが生じる

のかなどをリスク的に判断していく、確認を取っていくものなんですけれども、今回該当しないというところであるというところで、さらにそういった盛土規制のほうも、法律のほうも該当はしないということも環境課、または県のほうに確認、こちらにも確認の記載はあるので、そこは問題ないかなというところ。

さらに、対策としては側溝のほうとかで、雨水、土砂というところの対策も講じているというところもあるので、農地法の問題とかいろいろそういった計画性とかも含めて、農地法の5条の転用申請の内容としては、妥当性があると思います。

議 長 事務局の説明いただきましたが、鈴木委員、こうしといたほうがいいのか、その辺があったらお願いしたいと思います。

それから、中島委員の意見ももちろん聞きます。

6番委員 過去にそういういろいろトラブル的なものがあった人がまた近くにこれを申請してきていますから、しっかりそういう境界だとか、決められたことはちゃんと守って。

議 長 その辺は事務局、申し伝えることができますか。

事務局 今、事務局が言ったとおり、書類的なものはそうですね。

鈴木委員の言うように、いろんなケースがある方ですよというご報告をいただきましたので、経過というんですかね、5条ですんで、どういうふうに使っていくかというのは、これも完璧なことをしないといわゆる違法ですから、そこでまた出てくると思うんですけれども、次の言われているのは、周りの方というお話も出ていたので、その辺のお話がさっきの境界もありますから、その辺も含めて見守っていくしかないのかなというような感じがするんですけれども。

議 長 懸念材料がちょっとあるようなので、あえて申しますけれども、その今、局長が言われたようなことを口頭でも相手に、〇〇さんのほうに申し添えていただければいいかなと思います。

事務局 4条もなんですけれども、転用したら完了報告というのがセットで、許可が下りてから実際に、今回でいうと資材置場として整備された、完了した報告を上げてもらうという流れなんです。

今年度からそれが要は完了してから、完了報告が上がってからも半年に1回、現況の報告をするという制度に変わったんですね。それを3年間なんで計6回、3年間で半年、半年を6回報告してもらうので、要はそのタイミング、タイミングの現況、資材置場として整備した状況をこちらは県のほうも確認が取れるので、そういったふうに事後の対応というのも可視化されて、違反性があるかないのかという判断も取れるので、そういった経過観察みたいなこともできるような制度になっていますので、そういった対応を取らせていただければ。

議 長 中島委員にしっかり注視していただくように今後お願いをして、ほかにございましたら、皆様のほうからご意見賜りたいと思います。

- 7番委員 7番、鈴木。
私の心配しているのは、〇〇〇〇、この部分、水のもとになると思うんですね。山の奥のほうだから。ということで、資材置場って、もし間違った資材なんかを置かれれば、これは汚染の問題にも絡んでくるような感じになると思うんですね。いろいろな資材があるから。その辺の部分で。
- 議長 先ほど言ったように、事務局からあったように、事後のあれもあるし、それから中島委員にずっと見守っていただいて、もしそのような懸念があるということならすぐに事務局に報告をしていただいて、そちらから勧告なり何かをしていく方法以外にないんじゃないかな。
- 7番委員 そういう部分でしといてもらえれば心配ないんですけども、これから特に水問題だとか何だとか出てきているから、あえて奥のところであえて荒れているところを買われると、置くものによっては汚染問題に発展するような気もするんです。その辺のところをよく。
- 議長 具体的には、例えばこれユンボとか重機があって、その油とかそういうことですか。それとも、産廃的なもの。
- 7番委員 それも出てきます。重機をもし置いておけば、放置しとけば、今度オイル、油、そういうもの、またタイヤがあればタイヤに今度水がたまり、蚊だとかいろいろな動植物。
- 議長 それともう一つは、要するに営業でいろんな切ったり何かをしてきて、それが産廃的なものがそこに含まれるという懸念を持っているんですか。
- 7番委員 物によってはね。重機であれば、重機を放置しとくとかすればオイルもれをおこす。
- 議長 いやいや、法的に捉えてさ、切ったものとかそういうものを持ち込んで、そこに堆積しといたりという、そういう。
- 7番委員 だから木だとか石ならば、木なら腐って土になるからいい。けれども、石は何年、何百年たっても腐らないわけです。だから重機というのはそこに置けば、放置すれば、いずれオイル、鉄だからサビ、そういう部分。
- 8番委員 ちょっと現段階ではさ、そこまでは俺は。
- 7番委員 そこまでは考える必要はないんだけども。
- 8番委員 いやいや、考えると何かじゃなくて、これこれこうだから駄目よと言われても、ちょっと。
- 7番委員 だから難しいですよ。

- 8番委員 物は要はそろっているわけですね。それ以上は別に問題ないわけで。だから書類上問題なくて、こういうふうにしますと。それはうそだろうというのはなかなか言えないです。さっきの贈与、いや、そこまで聞いてませんという、そういう。
- 7番委員 だから実際我々も今こういうバッジつけているけれども、これはもう終わります。
- 議長 今、判断する限りにおいては、さっき言ったように、事務局的には事後のそういう報告事項もあるし、中島委員にしっかり注視していただく以外に方法はないのかなと思うところではありますが、いかがでしょうか。
- 7番委員 はい、結構でございます。
- 議長 皆様のほうからご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
(発言する者なし)
たくさんご意見が出ましたが、皆さんにお諮りいたします。
議案第3号の2の案件は許可相当でよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、取りあえず許可相当と決定いたします。
中島委員にはずっと本当に注視していただいて、何か気づかれることがあったら、申し伝えていただければと思います。お願いいたします。
続いて、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請について、事務局よりご説明がございます。
- 事務局 9ページをお開きください。
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求めらる。
別紙記入事件、1件。
次のページをお開きください。
今回の議案は、令和8年3月1日に公告されたい農用地利用集積等促進計画となります。
中間管理権が設定される面積は、樹園地。賃貸借の通年、826㎡。設定期間は10年。貸し手は1戸、借り手は1戸でございます。
次のページに詳細がございますので、ご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたとところ、特に問題点は見受けられませんでした。
以上で説明を終わります。
- 議長 事務局に説明をいただきました。
このことにつきまして、ご質疑、ご意見ありましたら、挙手をもってお願いいたします。
(発言する者なし)

議案第6号の案件について、原案どおりに証明することにご異議ありませんか。

(「はい」の声)

それでは、農地に該当しない旨、証明することと決定いたします。

5番の協議・報告事項に入ります。

農地法第18条6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

16ページをお開きください。

報告1、農地法第18条6項の規定による届出について。

農地法第18条6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。

詳細は一覧のとおりです。

本日の議案第1号、番号2の案件に際して提出されたものです。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

皆様、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、農業経営改善計画の認定について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

17ページをお開きください。

報告2、農業経営改善計画の認定について。

継続2件、認定日は令和7年12月25日です。

詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

この件につきましても、ご承知おきいただきたいと思います。

次第の6番、その他でございます。

委員の方々から何かご意見ある場合は、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、事務局、何か用意がございましたらお願いいたします。

ございますか。

事務局

ありません。

議長

以上で、本日の議事、報告事項の全てを終了いたします。ありがとうございました。

事務局に進行をお返ししたいと思います。

事務局

お世話になりました。

7の閉会です。

江口職務代理よりお願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後2時55分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

3番委員

4番委員